

**多国籍アグリビジネスによるオルタナティブの盗用
—新たな規制枠組み構築の可能性と課題—**

関根佳恵（愛知学院大学）

キーワード：多国籍アグリビジネス、バナナ、オルタナティブの盗用、新たな規制枠組み、公的規制

はじめに—多国籍アグリビジネスとバナナ—

バナナがグローバル商品になったのは、その生産から流通、販売にいたる戦略を構築した多国籍アグリビジネスの事業展開によるところが大きい。しかし、その操業実態は鶴見(1982)や中村(2005)が批判的に検証した時代をへてなお、持続可能なモデルに転換したとはいえない。本報告は、多国籍アグリビジネスによるバナナビジネスの形成と再編、CSR等の自主規制の台頭と課題、および新たな国際的な規制枠組みの構築の可能性と課題を論じる。

1. 多国籍アグリビジネスによるバナナビジネスの形成と再編

戦後の GATT 体制の下で 1960 年代初頭にバナナの貿易が自由化されると、その国際貿易は一気に活発化した(関根 2007)。その後、GATT ウルグアイ・ラウンド農業交渉と WTO 体制への移行の中で、多国籍企業によるバナナビジネスは大きく再編された。消費市場では、一方で日欧米の既存市場が飽和化する中で BRICS 等の新興市場が成長し、他方で流通段階のコールドチェーン構築、小売段階の POS システムの導入、ビックデータ解析技術の発達等により、多国籍アグリビジネスが綿密な販売予測と市場間の供給調整をすることが可能になった。こうした変化は、バナナの価格形成に対する多国籍アグリビジネスの影響力を強めたが、2009 年の世界経済危機後はさらなる事業再編が行われている。

2. 多国籍アグリビジネスの新たな戦略—オルタナティブを「盗用」する—

鶴見(1982)がフィリピン産バナナの農薬禍や労働者の実態を描いたことで、日本の消費者の間では農薬に汚染されたバナナのボイコットや安全で社会的公正なバナナを求める機運が高まった。国際的にも多国籍アグリビジネス批判が高まる中で、1990 年代頃からバナナのフェアトレードが注目されるようになる。また、時を同じくして、食品の安全性や環境問題への意識の高まりから有機栽培バナナの需要も高まった。しかし、中村(2005)が指摘するように、この時期は GATT・WTO 体制の下で多国籍企業の国際的規制枠組みを構築しようとしていた国連の多国籍企業センターが閉鎖される等、国際的な多国籍企業規制の枠組みが後退し、強制力のある規制から企業の社会的責任(CSR)といった自主的取り組みと任意の第三者認証制度に委ねる方向が強まった時期と重なる。

フェアトレードや有機栽培といったオルタナティブとしてのバナナ消費が顕在化する中、多国籍アグリビジネス自身もまたこの成長著しい市場に参入することを選択した(関根 2007)。しかし、残念ながら第三

者認証の取得は、多国籍アグリビジネスの操業実態の改善につながっているとは必ずしもいえない(Feral et al. 2006、関根 2018)。

このように、今日の多国籍アグリビジネスの資本蓄積は、環境保護運動からの要求や、フェアトレード、消費者の健康問題等に取り組む活動家たちが提起した包括的な問題を選択的に取り込むことで成立している。これらの諸社会運動の圧力に対応するかたちで生まれた資本蓄積体制をフリードマン(2006)はグリーンキャピタリズムと呼んでいる。この体制のもとで、多国籍アグリビジネスは市民の要請に対応しつつ、自らの蓄積過程に適合的な「規制」を作り出す。グリーンキャピタリズムは一見すると消費者や環境に優しいようだが、実際には実態を覆い隠しながら企業が資本蓄積を行っている。企業による自主規制の隆盛とそれにとまなう認証ラベルの氾濫と錯綜、選択肢の多様化により、市民運動が拠り所としていた多国籍アグリビジネスに対する対抗軸は以前より見えにくくなってきたのではないか。

3. 新たな「規制」枠組みの構築—おわりに代えて—

国際社会はいまだに強制力のある多国籍アグリビジネス規制の枠組みを構築できずにいるが、多国籍アグリビジネスに責任ある行動をとるよう求める国際的包囲網は着実に築かれつつある。国連食糧農業機関(FAO)は2009年から世界バナナ・フォーラムを組織して、関係者による対話を行っている。また、国連世界食料保障委員会(CFS)は「CFS 責任ある農業投資」(CFS-RAI)の10原則を発表した(CFS 2014)。以上のように、多国籍アグリビジネスのバナナビジネスは、法的拘束力がない任意の自主規制とマルチステークホルダー(多様な関係者)による監視と対話にその「規制」が委ねられている。これは、中村(2005)が指摘した公的規制の後退の延長線上に位置づけられる流れであり、強制力のあるハード法(Hard Law)に対してソフト法(Soft Law)による「規制」と呼ばれる(Kirton and Trebilcock 2004)。この新たな「規制」がどこまで実効性を担保できるのか、そして持続可能な社会への移行に寄与できるのか、試行錯誤が続いている。

参考文献

CFS. 2014. Principles for Responsible Investment in Agriculture and Food Systems (Rome: CFS).

ハリエット・フリードマン著、渡辺雅男・記田路子訳『フード・レジーム—食料の政治経済学—』こぶし書房、2006年。

Kirton, John J. and Michael, J. Trebilcock. 2004. Hard Choices, Soft Law: Voluntary Standards in Global Trade, Environment and Social Governance. (London: Routledge).

中村洋子『フィリピンバナナのその後—多国籍企業の操業実態と多国籍企業の規制—』七つ森書館、2005年。

関根佳恵「ミンダナオ島における民衆交易の事業拡大とその課題—コタバト州マキララ町を事例として—」『バナナとフィリピン小規模零細農民—バランゴンバナナ民衆交易の現状と課題』埼玉大学教養学部リベラル・アーツ叢書 10、2018年、75-104頁。

関根佳恵「多国籍アグリビジネスの今日的経営戦略—グリーンキャピタリズムを掲げるドール社—」『クォーターリーあつと』太田書店、2007年、18-30頁。

鶴見良行『バナナと日本人—フィリピン農園と食卓のあいだ—』岩波書店、1982年。

本稿は、関根佳恵「多国籍アグリビジネスの再編と新たな『規制』枠組み」、石井正子（編）『甘いバナナの苦い現実』コモンズ、2020年、243-259頁をもとに再構成したものである。